

## 第1回 松戸市空家等対策協議会 議事要旨

日 時	令和元年5月16日(木) 13:30 ~ 14:30				
会 場	松戸市役所 新館7階 大会議室				
出席者	委員	会長	市長	本郷谷 健次	欠席
		副会長	副市長		不在
			議会議員	石井 勇	出席
			法務	菊地 克利	出席
				古賀 智行	欠席
				長浜 有平	出席
			不動産	平川 嘉博	出席
			建築	権田 武人	出席
			学識経験者	本條 毅	欠席
				秋田 典子	欠席
				須田 仁	出席
			地域住民	恩田 忠治	出席
			地域福祉に携わる者	平川 茂光	出席
傍聴者	1名				
事務局	街づくり部 住宅政策課 空家活用推進室 原田審議監、児嶋課長、石井室長、田中主幹、石原主査、横谷主任主事				

### 委嘱状交付式次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶代読
- 4 閉会

## 1 開会

## 2 委員紹介

## 3 議長の選任

**事務局**：松戸市空家等対策の推進に関する条例施行規則第7条第6項の規定に基づき、議長の選任を事務局より行った。

## 4 協議会委員定足数の確認

**議長**：それでは、議事に入る前に、松戸市空家等対策の推進に関する条例施行規則第7条第3項の規定に基づき定足数の確認をさせていただきます。

本日の議事の出席者数は8名ですので、協議会は成立することを確認いたしました。つづきまして、本日の協議会の傍聴の申し出につきまして事務局に確認いたします。

**事務局**：事務局より報告いたします。

傍聴の申し出が1名の方からございます。

松戸市情報公開条例第32条及び松戸市空家等対策の推進に関する条例施行規則第7条第5項の規定に基づく公開となります。

**議長**：それでは、傍聴者の方を入場させてください。

## 5 議事

**議長**：それでは、議事に入ります。

次第に従い順次進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議題（1）松戸市空家等対策協議会の概要について事務局に説明を求めます。

### 議題（1） 松戸市空家等対策協議会の概要について

事務局より説明を行った。

**委員**：今年度の取り組みとして、高齢者担当部局との連携とありますが、具体的にどのような連携を考えていますか。

**事務局**：定例で行われている地域包括支援センター長会議において、本市の取り組みや支援策などをご説明させていただき、空家予備軍と言われている方々へ空家の予防、抑制などの意識付け、啓発をまずは行っていきたいと考えています。

**委員**：例えば、独居の方が施設に入りそうになり、空家になる可能性があるといった場合に情報の交換という意味合いもありますか。

**事務局**：そこまで出来れば、更に効果的な抑制に繋がると思いますので、色々な面で高齢者部局と連携できればと考えています。

**議長**：他にご意見等がないようですので、議題（２）その他、特定空家等の概要について説明を求めます。

## 議題（２） その他

特定空家等の概要について事務局より説明を行った。

**委員**：指導中である物件に規制線が張ってありますが、こちらは業者が張ったものですか。

**事務局**：所有者が張ったものです。侵入防止策として、もう少し手厚い方策をお願いしていましたが、現在できる範囲での方策とのことで規制線を張っています。

**委員**：物件近くに学校があると思いますが、ここは通学路になっていますか。

**事務局**：一部通学路になっています。保健体育課と連携し情報共有を図りながら対応を進めています。

**委員**：昨年、他市において地震によりブロック塀が倒壊し女児が死亡した事件がありましたが、これを受けて松戸市でも安全対策をされましたか。空家の周辺にもブロック塀があると思いますので。

**事務局**：昨年、建築指導課において市立小学校の通学路に面するコンクリートブロック塀の点検調査を行っています。

また、危険なブロック塀の除却費用の一部について補助する制度を創設しています。

空家に直面している通学路につきましては、建築指導課と情報共有を図っているところですが、緊急に措置を講じなければならない場合は、本市条例に応急措置についての項目を定めておりますので、危険を回避することは可能と考えています。

**事務局**：特定空家に指定している中で、相続人が何名かいる場合に全く連絡が取れず音信不通になっている状況で、所有者の確知をどこまで行えばよいか、専門的な見地からご意見をお伺いできればと思います。

国のガイドラインでは、郵便物が届かない場合や住所があっても人が居ないといったことで確知できない場合は断定できますが、郵便物が届いてしまうとそこに居るという扱いになってしまうことから、判断が難しく非常に悩んでいるところです。

**委員**：郵便物は届いていますか。

**事務局：**普通郵便で届いています。配達記録で一度送ったら保管期間満了にて戻ってきてしまい普通郵便で送ると戻ってきません。

**委員：**ポストの中に詰め込まれている可能性はありますね。

**委員：**場面が違うかもしれませんが裁判で郵便物が届かないといったことはあります。そこに居住しているかについては、郵便物だけでは判断できない部分もありますので、ポストが溢れている状態であった場合は普通郵便が届いたかわからない状況なので、近所の方に状況を聞くといった調査を場合によっては行います。あるいは夜中に現場に行って、電気が付いているか、電気メーターが動いているかといったことも調査することになります。住民票があることが大前提としてですが。電気メーターが動いていない、近所の方から人の出入りが無いという話であり、ポストも溢れてる状態で郵便物は受け取らないのであれば公示送達という別の手続きを行うことはあります。

**議長：**他にご意見等がないようですので、本日の議題はすべて終了いたします。傍聴人の方は退場をお願いいたします。

それでは事務局にお返しします。

**事務局：**最後に事務連絡がございます。次回の協議会の開催予定でございますが、10月16日(水)午後1時30分から本日と同じ会場、新館7階会議室で予定しております。開催が正式に決まりましたら、改めてお知らせいたします。

これをもちまして、令和元年度 第1回松戸市空家等対策協議会を終了いたします。

以上